社　更　第　160　号
昭和 60 年 12 月 28 日

各都道府県知事　殿

厚生省社会局長・児童家庭局長

〔改正経過〕
第 1 次改正　障第 216 号　平成 11 年 3 月 31 日
第 2 次改正　雇児発第 502 号・障発第 325 号　平成 13 年 7 月 31 日

特別障害者手当制度の創設等について

標記については、昭和 60 年 12 月 28 日厚生省社第 1016 号厚生事務次官通知をもってその大綱が示されたところであるが、同制度等の実施に当たっては、同通知によるほか、次の事項に留意のうえ、管内市町村及び関係機関に周知徹底を図り、適正な実施を期せられたい。

なお、この通知において、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）を「改正法」と、改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律を「法」と、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令を「改正令」と、改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令を「令」と、福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令を「改正規則」と、改正後の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令を「規則」とそれぞれ略称する。

第一　事務の委任

特別障害者手帳、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当（以下「経過的福祉手当」という。）の支給の実施機関は、受給資格者の住所地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長とされているが、これらの手当の制度は重度の障害者（児）に対する福祉の措置としての性格を有するので、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法等による援護の措置と相まって実施されることが望ましいと思料されることから、受給資格の認定、手当の支払い等の支給事務は、法第 38 条第 2 項に定めるところにより、原則として、その管理に属する福祉事務所の長に委任し、制度の円滑な運用を図られたいこと。

第二　受給資格の認定

1　認定請求手続の簡素化等

特別障害者手当及び障害児福祉手当に係る受給資格の認定の請求については、原則として、規則第15条及び第2条の規定により、特別障害者手当認定請求書及び障害児福祉手当認定請求書に医師の診断書等所定の書類を添付して行うものであるが、事務の簡素化、請求者の負担の軽減を図るため、次に掲げる範囲内で可能な限り添付書類等を省略して差しつかえないこと。

（1）　医師の診断書の省略

ア　特別障害者手当

（ア）重複障害による認定の場合であって、個々の障害が次のいずれかに該当し、その障害の原因、症状等から、その後の障害の程度に変化が生じていないと認められるときは、当該障害についての診断書の省略を認めて差しつかえないこと。ただし、心臓ペースメーカーを装着しているもの等認定の基準に差異があるものについては注意すること。

㋐　当該障害が福祉手当の受給資格の障害程度に該当していたとき。

㋑　当該障害についての1級又は2級の身体障害者手帳（2級の身体障害者手帳所持者については、当該手帳の障害名の欄の記載により、その障害の程度が令別表第2に該当することが明らかな場合に限る。）の提示があったとき。

（イ）特別障害者手当の受給資格者であって、施設への入所、病院等への長期入院等により受給資格を喪失した後、再び支給要件に該当するに至ったものについては、特別障害者手当の受給資格者であったこと及び受給資格喪失の事由が障害の程度に係るものではないことを証明する書類の提示があり、かつ、その障害の原因、症状等から、その後の障害の程度に変化が生じていないと認められるときは、当該障害についての診断書の省略を認めて差しつかえないこと。

（ウ）次に掲げる者については、当該各制度における障害の程度についての判定の基礎となった診断書等を確認することが可能であって、当該診断書等によりその者の障害の程度が令別表第2に該当することが明らかであり、かつ、その障害の原因、症状等から、その後の障害の程度に変化を生じていないと認められるときは、当該障害についての診断書の省略を認めて差しつかえないこと。

㋐　当該障害についての2級の身体障害者手帳所持者（（ア）の㋑に該当する者を除く。）

㋑　障害基礎年金等障害を支給事由とする年金（1級）受給者

㋒　特別児童扶養手当（1級）受給対象障害児であった者

㋓　療育手帳所持者（重度の記号表示があるものに限る。）

イ　障害児福祉手当

（ア）次のいずれかに該当する場合であって、その障害の原因、症状等から、その後の障害の程度に変化が生じていないと認められるときは、障害児福祉手当認定診断書の省略を認めて差しつかえないこと。

㋐　当該障害についての１級又は２級の身体障害者手帳（２級の身体障害者手帳所持者については、当該手帳の障害名の欄の記載により、その障害の程度が障害児福祉手当の支給要件に該当することが明らかな場合に限る。）の提示があったとき。

㋑　障害児福祉手当の受給資格者であって、施設への入所等により受給資格を喪失した後、再び支給要件に該当するに至ったものについては、障害児福祉手当の受給資格者であったこと及び受給資格喪失の事由が障害の程度に係るものではないことを証明する書類の提示があったとき。

（イ）次に掲げるものについては、当該各制度における障害の程度についての判定の基礎となった診断書等を確認することが可能であって、当該診断書等によりその者の障害の程度が障害児福祉手当の支給要件に該当することが明らかであり、かつ、その障害の原因、症状等から、その後の障害の程度に変化が生じていないと認められるときは、当該障害についての認定診断書の省略を認めて差しつかえないこと。

㋐　当該障害についての２級の身体障害者手帳所持者（（ア）の㋐に該当する者を除く。）

㋑　特別児童扶養手当（１級）受給対象障害児

㋒　療育手帳所持者（重度の記号表示があるものに限る。）

（２）住民票の写しの省略

実施機関において、住民基本台帳その他の公簿を確認することにより、受給資格者の住所及びその属する世帯の状況を把握できるときは、住民票の写しの省略を認めて差しつかえないこと。

（３）所得状況に関する市町村長の証明書の省略

次のいずれかに該当する場合は、所得状況に関する市町村長の証明書の省略を認めて差しつかえないこと。

ア　市又は福祉事務所を設置する町村の区域内に住所を有する受給資格者に係る所得の状況等について、当該市町村長が課税台帳その他の公簿により確認できるとき。

イ　福祉事務所を設置しない町村の区域内に住所を有する受給資格者に係る所得の状況等について、実施機関が当該町村長の協力を得て課税台帳その他の公簿により確認できるとき。

２　特別障害者手当認定診断書及び障害児福祉手当認定診断書

特別障害者手当認定診断書又は障害児福祉手当認定診断書を提出する必要がある者

に係る認定診断書は、身体障害者福祉法に規定する指定医等該当する障害又は病状に係る専門医が作成したものとするよう指導されたいこと。

3　障害程度の認定

特別障害者手当及び障害児福祉手当の障害程度の認定は、別途通知する「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」及び次により行うこと。

（1）特別障害者手当の障害程度の認定に当たって、重複障害として認定する者のうち次に掲げる者については、令別表第2に掲げる障害を有するものとして当該障害を認定して差しつかえないこと。ただし、心臓ペースメーカーを装着しているもの等認定の基準に差異があるものについては注意すること。

ア　福祉手当受給者

イ　当該障害についての1級の身体障害者手帳所持者

ウ　当該障害についての2級の身体障害者手帳所持者で、当該手帳の記載内容からその者の障害の程度が令別表第2に掲げる障害に該当していることが明らかに判定できる場合

エ　法第26条の2第1号若しくは規則第14条に定める施設への入所又は法第26条の2第2号に定める長期にわたる病院等への収容等障害の程度に係るものでない事由により、受給資格を喪失した者が再び支給要件に該当した場合

（2）障害児福祉手当の障害程度の認定に当たって次に掲げるものについては、障害の程度に関し受給資格を有するものとして認定して差しつかえないこと。

ア　当該障害についての1級の身体障害者手帳所持者

イ　当該障害についての2級の身体障害者手帳所持者で、当該手帳の記載内容からその者の障害の程度が令別表第1に掲げる障害に該当していることが明らかに判定できる場合

ウ　法第17条第2号及び規則第1条に定める施設への入所等障害の程度に係るものではない事由により、受給資格を喪失した者が再び支給要件に該当した場合

（3）障害程度の認定に当たっては、医学的専門的判断を必要とする場合が多いと考えられるので実施機関においては、必要に応じ、審査に当たる医師を嘱託し、その意見を求め、適正な認定を行うこと。

（4）実施機関において障害程度の認定を行うことが困難な事例については、都道府県本庁に必要に応じて照会することとし、制度の適切、かつ、統一的運用を図ること。

（5）障害程度の認定の適正を期すため、必要に応じ期間を定めて認定すること。

この場合、再認定に係る診断書の提出を求める時期は、再認定が必要と認められる時期を経過後の直近の1月、4月、7月又は10月とし、その月のおよそ1月前までに期限を付して当該受給資格者に対して診断書の提出方を通知するものとする。

（6）都道府県知事は、障害程度の認定について実施機関から必要に応じて照会があった場合は、当該障害の程度に関し、身体障害者更生相談所、児童相談所、知的障害

者更生相談所等の協力を得て適切な判断を行うこと。

なお、障害程度の認定等に関する不服申立てについては、地方社会福祉審議会の身体障害者福祉専門分科会に特別障害者手当等部会を設ける等の方法により慎重に審査すること。

第三　特別障害者手当の支給の調整及び所得による支給制限

1　支給の調整

特別障害者手当は、その支給要件に該当する者が、令第９条において定める原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和 43 年法律第 33 号）による介護手当（以下「介護手当」という。）を受給できるときは、その価額の限度で支給しないこと。

この支給の調整の方法は、介護手当が、介護を受けた月の翌月以降、都道府県知事に対し請求することにより、その介護を受けた月分について支給されるものであることから、特別障害者手当の支払期月において介護手当を受けることができる受給者については、その価額の限度で特別障害者手当を支給しないことにより調整すること。なお、介護手当より先に特別障害者手当を支給したような場合においては、法第 26 条の５において準用する法第 16 条において準用する児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 31 条の規定による支払の調整を行う等適正に実施すること。

2　所得による支給制限

特別障害者手当の支給を制限する場合の受給資格者に係る所得の範囲には、令第 11 条各号に掲げる給付を含むものであるが、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく年金たる給付については、障害補償年金前払一時金、遺族補償年金前払一時金、障害年金前払一時金及び遺族年金前払一時金を含むものであり、当該前払一時金は別途通知する一定の方法により各年における受給資格者の所得に算入するものであること。

この取扱いは、船員保険法、国家公務員災害補償法並びに地方公務員災害補償法及び同法に基づく条例に基づく前払一時金についても同様であること。

第四　特別障害者手当及び障害児福祉手当の支払

1　手当の支払方法

特別障害者手当及び障害児福祉手当（以下「手当」という。）の支払方法等については、特に定められていないが、受給者が重度の障害者であること等にかんがみ、地域の実情、受給者の便宜等を十分勘案のうえ、次に掲げる方法を併用する等手当の円滑な支払いが行われるよう配慮すること。

ア　実施機関における窓口支払い

イ　金融機関等の口座振替

ウ　金融機関等への支払事務委託

エ　郵便振替

2　手当の支払いの開始期日

支払月における手当の支払いの開始期日は、各実施機関において特定の日（その日が日曜日若しくは土曜日又は休日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、支給開始日を繰り上げ、その直前の日曜日等でない日とする。）を定めて行うこと。

なお、支払いの開始期日は、支払月の初旬における適当と認める日とすること。

3　支払額の調整

誤認定等により、手当を支給すべきでないにもかかわらず手当が支給された場合にあっては、その支払われた手当は、その後支払うべき手当の内払いとみなして調整を行って差しつかえないこと。

なお、内払調整すべき期間が長期にわたる等の場合にあっては、安易に調整を行うようなことはせず、調整額に相当する手当額を返納させる等事務処理の適正を期すこと。

4　未支払手当の支給

手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかった手当がある場合はその者の配偶者又は扶養義務者で、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に支払うこととする。

なお、手当を支払うべき者の順位は、原則として配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順とする。

5　時効

手当を受ける権利は、手当の支払期月到来後２年を経過した時点で消滅するものであること。

この場合における時効の起算日は、実施機関において定められた当該支払期月の支払いの開始期日であり、時効が完成するのは、当該支払開始期日から２年を経過した日であること。

第五　受給資格の喪失

1　長期入院による受給資格の喪失

特別障害者手当については、法第26条の２第２号により、病院又は診療所に継続して３月を超えて収容されるに至った場合は、受給資格喪失となること。

従って、入院が３月を超えるに至った時は、規則第 16 条において準用する規則第 11 条により受給資格喪失届の提出が義務付けられているので、受給者等に対してあらかじめ十分周知させる必要があるとともに、医療機関への確認等により３月を超える収容が判明した場合は、届出がない場合であっても職権において３月を超えるに至った日の属する月において受給資格喪失の手続きを行って差しつかえないこと。

2　年齢による資格喪失

障害児福祉手当については、20 歳未満の重度障害児を対象として支給するものであるので、20 歳に到達した日の属する月において支給事由が消滅することとなる。従って、20 歳に到達した時は、規則第 16 条において準用する規則第 11 条により受給資格喪失届の提出が義務付けられているので、受給者等に対しあらかじめ十分周知させる必要があるとともに、認定請求書等の生年月日により 20 歳に到達したことが確認できた場合は、届出がない場合であっても受給資格喪失の手続きを行って差しつかえないこと。

3　住所変更の取扱い

改正前の福祉手当においては、他の実施機関の所管する地へ転居した場合、新たに認定請求書を求め当該実施機関において認定を行うこととしていたが、新制度においては所定の住所変更届の提出によって引き続き特別障害者手当等の受給資格要件があるものとして取り扱うこととしたこと。

なお、障害程度等に疑義がある場合は法第 36 条の調査を実施する等適正な運用に配慮すること。

第六　経過的福祉手当の留意事項

1　支給要件

経過的福祉手当は、施行日の前日（昭和 61 年 3 月 31 日）において 20 歳以上の従前の福祉手当受給資格者であって、施行日（昭和 61 年 4 月 1 日）において特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができないものに対して、引き続き支給要件に該当する間に限って従前の例による福祉手当を支給するものであるので、施行日以降に施設に入所する等によって、受給資格を喪失した場合は、以後は経過措置の対象とならないものであること。

なお、経過的福祉手当の受給資格者が、他の実施機関が所管する地へ転居した場合についても受給資格を喪失するものではないこと。

2　特例的取扱い

改正法の施行に伴い、施行日の前日における障害基礎年金の受給資格者については、同年 4 月 1 日より障害基礎年金を受給することとなり、当該障害基礎年金受給資格者については、経過的福祉手当及び児童扶養手当を支給しないこととなるが、施行日の前日において児童扶養手当法第 4 条に規定する支給要件（以下「児童扶養手当の支給要件」という。）に該当している者（その監護、養育する児童が 1 人の場合に限る。）であって、同法第 6 条の認定を受け、又は、認定の請求をしているもの（ただし、昭和 61 年 3 月分の月分の児童扶養手当の全部又は一部が支給制限されている者は除く。）については、改正政令附則第 5 条の規定に基づき、引き続き経過的福祉手当を支給するものであること。

この場合においては、児童扶養手当法第5条本文に規定する額、改正法附則第97条第2項において準用する法第18条に規定する額及び改正法による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第58条に規定する障害福祉年金（1級）の額を12で除して得た額の合算額から障害基礎年金（1級）及び子が1人あるときに加算する額の合算額を12で除して得た額を減じた額を経過的福祉手当として支給するものであること。

また、改正政令附則第5条に基づく経過的福祉手当については、当該経過的福祉手当の支給を受ける者が児童扶養手当の支給要件に該当しなくなったとき（障害基礎年金の支給を受けることができることにより児童扶養手当の支給要件に該当しなくなったときを除く。）には、当該該当しなくなった日の属する月の翌月から当該経過的福祉手当を支給しないものであるため、改正規則附則第3条において、当該経過的福祉手当の受給者は、現況の届出について、所得状況届及び関係書類の他に児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第4条に規定する児童扶養手当現況届及び関係書類を添えて、届け出るものであること。ただし、受給資格者等の前年の所得による支給制限については、経過的福祉手当の限度額を適用するため、児童扶養手当関係書類として、受給資格者等の前年の所得に関する書類を改めて届け出る必要はないものである。

以上の場合においては、各都道府県児童扶養手当担当課及び関係福祉事務所との連携が必要とされるため、制度の移行につき遺憾なきを期されたいこと。

第七　その他の留意事項

1　届出の励行等

（1）法及び規則に定める各種の届出の励行については、受給資格の認定時その他の機会を通じて十分指導を行い、届出を怠っている者に対しては、届出を行うよう指導すること。

（2）受給者が定時の所得状況届の提出を怠っているために所得の状況等について確認できないときは、その届が提出されるまでの間、手当の支給を差し止めること。

2　調査資料の提出等

（1）実施機関は、手当の受給資格等について疑義があるときは、速やかに所要の調査若しくは診断を行い、又は資料の提出を求め、受給資格の認定を行うこと。

（2）実施機関は、町村その他の関係機関と密接な連携を図り、受給者が受給資格を喪失したことを確認したときは、死亡届又は受給資格喪失届の提出がない場合であっても遅滞なく支給廃止の手続をとること。

3　関係機関との連携

手当の受給資格の認定に当たっては、公的年金等の受給状況、施設等への入所状況等の確認、他制度に基づく手帳、証書等の活用など他制度と密接な関連を有する場合

が少なくないので、これらの内容を十分承知するとともに、これらの制度の担当機関と十分連携を図るよう管内実施機関を指導すること。

4　町村長に対する協力依頼

都道府県の設置する福祉事務所においては、特に次の事項について町村長の協力が必要と考えられるので、あらかじめ町村長にその協力を依頼し、手当支給事務の円滑な実施が図られるよう特段の配慮を煩わしたいこと。

（1）特別障害者手当認定請求書等の町村役場への備えつけ

特別障害者手当認定請求書及び障害児福祉手当認定請求書等受給資格の認定請求その他の届出に必要な書類について町村役場への備えつけ及び請求者からの提出書類の受付、実施機関への送付

（2）特別障害者手当所得状況等の確認

特別障害者手当及び障害児福祉手当の認定請求時及び定時の所得状況等の確認及び証明

第八　特別児童扶養手当に係る障害等級表

改正法により政令で定められることとされた特別児童扶養手当に係る障害等級表については、今般、改正政令において令別表第３として定めたこと。